

別紙

諮問第1200号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成30年4月17日付けで行った開示決定、一部開示決定及び非開示決定のうち、別表2に掲げる本件一部開示決定及び本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本件審査請求に係る決定における対象公文書として別表2に掲げる本件対象公文書1から8を特定した。そのうち、本件対象公文書1及び4から8については、同表に掲げる本件非開示情報1から4を条例7条2号に、本件非開示情報5を同条2号及び6号に、本件非開示情報6及び7を同条6号に該当するとして本件一部開示決定を行い、本件対象公文書2及び3については、同条2号及び6号に該当するとして本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年11月1日に実施機関から理由説明書を、同月28日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年9月16日（第220回第一部会）から同年12月22日（第223回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会における審議事項について

審査請求人は審査請求書において、被害者及び目撃者等に関する個人情報については開示を求めない旨述べている。

したがって、審査会は、実施機関が本件一部開示決定及び本件非開示決定により非開示とした部分のうち、事故の被害者及び関係者（目撃者等）に関する個人情報を除いたその他の部分の非開示妥当性について審議するものとする。

イ 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

区市町村立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定に従い、校長（校長不在の場合は、校長があらかじめ指定する者）は状況報告書を作成し、その報告を受けた区市町村教育委員会は、任命権者に報告する必要があると判断したものについて、実施機関である東京都教育委員会へ報告を行う。実施機関は、任命権者としての事件事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

ウ 処分の公表について

実施機関は、教職員の服務事故が増加している状況を踏まえ、主な非行事例について懲戒処分の基準を示すことにより、教職員の更なる自覚を促し、服務事故の防止を徹底することを目的として、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」

（平成12年12月26日付け。以下「処分公表基準」という。）に基づき、懲戒処分に係る事案を積極的に公表することとしている。処分公表基準では、公表する処分内容及

び方法が具体的に定められており、原則として、懲戒免職の場合には、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表することとされている。

なお、実施機関は本件服務事故について、被処分者の氏名等を公表することにより被害者が特定される可能性があることから、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表していない。

エ 本件非開示情報 1 から 7 の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、本件服務事故の発生日時及び場所並びに事情聴取等により確認された事故発生の経緯及び事実に係る記載（ただし、東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表した処分理由と同等の内容である部分を除く。）のうち被害者を特定することができる情報及び本件非開示情報 2 を除いたその他の部分である。

審査会が検討するに、本件非開示情報 1 には、被害者が受けたセクシュアル・ハラスメントの具体的な態様や状況等、通常他人に知られたくない繊細な内容が含まれることから、これを開示することにより、被害者の精神面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、条例 7 条 2 号本文後段に該当し、また、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 は、事故者の氏名、生年月日、年齢（処分公表基準により公表した部分を除く。）、担任、担当教科、校務分掌、教職年数、刑事裁判との関係、職員番号並びに事故者の所属校名及び校長名に係る記載であることが確認された。これらは一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文前段に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、本件非開示情報 2 は、懲戒処分という職員個人の身分取扱いに係る情報に含まれる特定の個人を識別することがで

きる情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。また、事故者の氏名を含め、これを特定させることとなる事故者の識別情報が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イにも該当しない。さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、「〇〇区教育委員会及び学校の対応措置」欄又は「区教育委員会及び学校の対応」欄に記載された情報のうち、被害者を特定することができる情報及び本件非開示情報2を除いたその他の部分である。

審査会が見分したところ、当該部分には、事故発生に係る報告を受けた〇〇区教育委員会又は実施機関の職員の氏名が記載されていることが確認される。氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから、条例7条2号本文に該当するが、本件非開示情報3に含まれる当該職員の氏名は、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名であって、いずれも職員名簿に掲載されているなど、慣行として公にされているものであると認められ、同号ただし書イに該当する。

また、本件非開示情報3には、学校、〇〇区教育委員会及び実施機関の間で行われた事故発生に係る報告や連絡、事故者等への事情聴取の実施状況など、単に事故発生時に講じた前記イに掲げる所定の手続の概要が記載されているにすぎない部分も含まれていることが確認される。これらの情報が記載された部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、同号本文に該当しない。

したがって、本件非開示情報3のうち、以上に該当するものとして別表3に掲げる部分については、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

しかしながら、本件非開示情報3のうち、別表3に掲げる部分を除いたその他の部分については、学校及び〇〇区教育委員会と被害者や事故者との具体的かつ詳細

なやり取りの内容等といった、事故発生後の具体的経緯に関する詳細な内容が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文後段に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、本件サービス事故に関する「〇〇区教育委員会の見解」欄に記載された情報のうち、本件非開示情報2を除いたその他の部分である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、サービス規律確保に関する〇〇区教育委員会の一般的な指導の内容やセクシュアル・ハラスメントに関する見解等に係る記載であって、教育委員会の見解として概ね一般的な内容にとどまるものであることから、これを公にしたところで、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、本件非開示情報4は条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、当事者又は関係者から事情聴取した内容に係る記録であり、本件サービス事故の発生の経緯、事故の状況等について、事故者等の事情聴取を受けた者がそれぞれの認識に基づいて述べた具体的な内容が記載されている。

審査会が検討するに、このような情報を公にすることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、事情聴取の対象者が当時の状況や心情等について率直かつ詳細に説明することを躊躇するなど、事故者等からの事情聴取による適正な情報収集が困難となるおそれがある。実施機関は、事情聴取の内容を踏まえて任命権者としての事故事実の確認を行う必要があることから、本件非開示情報5は、これを公にすることにより、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報5は条例7条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 は、本件服務事故に関する処分等の量定案が記載された部分である。当該情報は、最終決定に至る前の検討段階における処分等の起案内容であることから、これを公にすることとなると、処分等の検討過程が明らかとなり、決定された処分等の内容と比較して当事者や関係者に憶測や疑念を生じさせ、人事担当部署、教職員懲戒分限審査委員会及び東京都教育委員会への干渉等につながるおそれがあるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 6 は条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 7 について

本件非開示情報 7 は、非公開で行われた人事等に関する会議の内容が記録された部分である。このような情報を公にすることとなると、処分等の検討過程が明らかとなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 7 は条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 2 及び 3 は、〇〇区教育委員会から実施機関に提出された状況報告書の添付書類であり、当事者・関係者から提出された本件服務事故に係る具体的かつ詳細な資料である。これらの資料を公にすることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの資料提出による適正な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書 2 及び 3 は条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件開示請求

- 1 ○○区教育委員会教育長が東京都教育委員会教育長に報告された報告書の全文他、下記のとおり
 - (1) ア 平成28年7月12日付け、28○教指第790号の（事故の種類：セクシュアル・ハラスメント）の全文、及び、添付資料①メモ②録音した記録を書き起こした記録
 - イ 平成28年7月13日（水）及び平成28年7月15日（金）に東京都教育委員会による事情聴取の記録の全文、添付資料は除く
 - (2) 平成28年12月9日付け、28○教指第1575号の（事故の種類：個人情報の不適切な取扱い及び一時紛失）の全文。添付資料は除く
 - (3) 平成29年2月（不明）日付け、28○教指第2095号の（事故の種類：生徒への不適切なSNSの送信）の全文、及び添付書類
 - (4) 平成29年3月13日付け、28○教指第2248号の（事故の種類：交通違反（一時停止違反）及び免許失効中の運転）の全文。添付資料は除く
 - (5) 平成29年3月13日付け、28○教指第2250号の（事故の種類：体罰）の全文。添付書類は除く
- 2 上記5件の○○区教育委員会教育長からの「○○区立学校教員の服務事故に対する処分について（内申）」に伴う、処分結果等に係る以下の書類
 - (1) 上記5件に係る処分の決定（起案・決裁）文書、添付資料は除く
 - (2) 上記5件に係る○○区教育委員会教育長等への処分通知文書
 - (3) 上記5件に係る報道機関（記者クラブ、新聞社、テレビ、週刊誌等）への処分に係る情報提供文書、添付資料は除く
 - (4) 上記5件に係る都議会（議長・委員会・個々の議員含む）への報告等の文書、添付資料は除く

別表2 本件一部開示決定及び本件非開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	28 教人職第 1803 号 教職員の服務事故について(報告)	1	発生日時(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表した処分理由と同等の内容を除く。)、発生場所、確認した事故の発生の経緯及び事実(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表した処分理由と同等の内容である部分を除く。)	7条2号
		2	事故者の氏名、生年月日、年齢(処分公表基準により公表した部分を除く。)、担任、担当教科、校務分掌、教職年数、事故者の所属校名及び校長名	7条2号
		審査請求対象外	事故の被害者に関する個人情報(所属校名及び校長名、職名、氏名、性別、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌及び教職年数)	7条2号
		審査請求対象外	事故の関係者(目撃者等)に関する個人情報(所属校名及び校長名、職名、氏名、性別、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌及び教職年数)	7条2号
		3	学校、区教育委員会及び実施機関における事故発生報告等対応措置の内容(一般的な記述を除く。)	7条2号

		4	教育委員会の見解（一般的な記述を除く。）	7条2号
		5	当事者・関係者からの事情聴取内容	7条2号、6号
2	添付資料（1）■■■■教諭のメモ	※非開示決定		7条2号、6号
3	添付資料（2）■■■■教諭が録音した記録を書き起こした記録	※非開示決定		7条2号、6号
4	28教人職第1827号 東京都〇〇区公立学校長の服務事故に関する事情聴取	2	事故者の氏名及び所属校名	7条2号
		審査請求対象外	事故の被害者に関する個人情報（所属校名、職名及び氏名）	7条2号
		5	当事者・関係者からの事情聴取内容	7条2号、6号
5	28教人職第1828号 東京都〇〇区公立学校長の服務事故に関する事情聴取	2	事故者の氏名及び所属校名	7条2号
		審査請求対象外	事故の関係者（目撃者等）に関する個人情報（所属校名、職名及び氏名）	7条2号
		5	当事者・関係者からの事情聴取内容	7条2号、6号
6	28教人職第1854号 東京都〇〇区公立学校長の服務事故について（事情聴取）	2	事故者の氏名及び所属校名	7条2号
		5	当事者・関係者からの事情聴取内容	7条2号、6号
7	28教人職第2029号 東京都〇〇区公立学校長に対する懲戒処分について	1	確認した事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表した処分理由と同等の内容である部分を除く。）	7条2号

		2	事故者の氏名、生年月日、校務分掌、教職年数、刑事裁判との関係及び事故者の所属校名	7条2号
		審査請求対象外	事故の被害者に関する個人情報(職名、年齢及び所属校名)	7条2号
		3	学校、区教育委員会及び実施機関における事故発生報告等対応措置の内容(一般的な記述を除く。)	7条2号
		5	当事者・関係者からの事情聴取内容	7条2号、6号
		6	処分又は措置案に関する情報	7条6号
		7	東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報	7条6号
8	28教人職第2190号 校長に対する処分について(通知)(案)	1	確認した事故の発生の経緯及び事実(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表した処分理由と同等の内容である部分を除く。)	7条2号
		2	事故者の氏名、生年月日、刑事裁判との関係及び職員番号、事故者の所属校名	7条2号

別表3 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	28教人職第1803号 教職員の職務事故について(報告)	本件非開示情報3	「6 ○○区教育委員会及び学校の対応措置」欄の1行目36文字目から2行目33文字目まで、3行目18文字目から38文字目まで、4行

			目 10 文字目から 16 文字目まで、17 行目 19 文字目から 19 行目 11 文字目まで、27 行目 8 文字目から 43 文字目まで
		本件非開示 情報 4	「7 ○○区教育委員会の見解」の 1 行目行頭から 4 行目行末まで、5 行目 15 文字目から 8 行目行末まで
7	28 教人職第 2029 号 東京都○○ 区公立学校長に対する懲戒処分 について	本件非開示 情報 3	「区教育委員会及び学校の対応」欄 の右段 4 行目行頭から 5 行目 7 文字目まで、5 行目 23 文字目から 6 行目 9 文字目まで、7 行目行頭から 行末まで、17 行目行頭から 19 行目 行末まで